

午前10時00分開議

瘡師委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の予算特別委員会を開会いたします。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

種部 恭子委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 種部委員。あなたの持ち時間は60分であります。

種部委員 おはようございます。自由民主党議員会の種部でございます。

2期目最初の質問は、1期目最初と同じ、虐待とか女性の生きづらさとか、そういうことについてまた深く問うていきたいと思えます。今日たくさん質問がありますので、早速質問に移りたいと思えます。

委員長、資料の提示の御許可をお願いします。

瘡師委員長 許可いたします。

種部委員 最近、中野市で青年が4人の貴い命を奪う事件がありました。富山県では奥田交番襲撃事件というのがありますが、これら全て、やっぱり発達特性があって、その中に様々なトラウマを重ねることによって、失敗体験を重ねて、そして加害者になっているという特徴が見えます。

発達特性がある子供に、ずっと虐待があったり、家庭の中に生きづらさがあったりすると、これはケアされないまま続くわけであります。そうすると脳に機能的な障害を受けまして、トラウマに伴う

症状があったり、あるいは被害的な思考が残って犯罪に及ぶということが分かっています。

こういうものを途中で見つけると、児童相談所で扱うケースとしては、これは厚労省の手引きの中に書いてありますけど、様々な症状が出てきます。安定した関係が持てなかったり、人間関係でつまずいてしまったりということで、緊張とか乱暴になったり、ひきこもりになったりということがあります。

一方で、こういう生きづらさをもともと持った人が、環境要因があって、学校の中でいじめとか、地域あるいは家庭の中でも育てにくさというのがありますと、同じような症状が出ます。こういう方たちというのは医療機関を受診されています。ここに書いてある症状と全く同じでありまして、こういう方たちも不安障害があって、中には暴力行為を働く子がいるということになります。

これが、身体的な暴力などであれば児相に通告いたしますので、児相を入り口として、その後トラウマのケアにつながるということではありますが、全ての虐待というよりは、例えば教育虐待みたいなものというのは通告しないわけでありまして、そういう人たちも生きづらさを抱えておりますので、同じように心が傷ついていくと、最終的には犯罪者になるということがあります。

秋葉原の無差別殺傷事件の加害青年は、教育虐待の被害者でした。奥田交番襲撃事件の方は、発達特性があったプラスアルファでいじめの被害者でもありました。そしたら、こういう状況から救い出してあげるといことはやっぱり出口が必要なわけでありまして、この入り口に入った子供たちを必ず出口につなげていただきたいというのが政策としては必要ではないかと思えます。

出口というのは、家庭においてはペアレントトレーニング、親に対して取説が必要ということになります。そして学校においては、トラウマインフォームドケアといたしまして、やはりこの子をどういうふうに育てていけばいいのかという情報を共有する必要があるので、教育との連携なしにこれらの子供たちの回復というのは絶対望めないと考えています。

このたび、児童相談所の機能強化ということで、基本計画が県から出されました。これを見ますと、二拠点化することになっておりまして、1つは養育・援助センター（仮称）。これは子供の心のケアを中心にするということで、県リハのこども支援センターの近くに児童心理治療施設も含めて施設をつくるということで、出口の一つであろうと思っています。

一方で、これは入り口でもありまして、こども支援センターの中で見つかってくる様々なトラブルを抱えた子供たちの背景に虐待があることもあります。そして、その子供たちが学校でトラウマを受けないように考えたときには、この中に教育との接点になるハブがここしかないんですね——富山県総合教育センターの教育相談窓口、教育相談部というところだと思うのですが、ここには在籍学校への働きかけとか、教育事務所との調整をする、連携をすると書かれていますので、ここが唯一の、出口につながる大切な場所だろうと考えています。

この機能について、総合教育センターからどのような機能をここに持ってくるのか、あるいは県リハビリテーション病院・こども支援センター、子供の心を見ている医療の中で、先ほどの暴力行為の子供たちもいるわけですが、これは離れた場所にあるわけで

す。これをどのように連携していくのか、どのような機能をこの育成総合支援センター、仮称ですね、こちらに持っていくのか、松井こども家庭支援監にお伺いいたします。

松井こども家庭支援監 育成総合支援センター、仮称でございますが、このセンターは、こちらの資料に御紹介していただきましたが、富山児童相談所のほか、子ども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター、それから総合教育センターの教育相談窓口といった、子供に関する県の各相談機関を集約して配置することとしております。

そのうち、富山児童相談所については、新たな相談窓口を設けまして、各相談機関と連携して子供に関する相談に幅広く対応します。

それから、子ども・若者総合相談センターについては、現在、森林水産会館にある機能を全てこちらのほうに移転することとしております。

それから、県警少年サポートセンターについては、現在、富山中央警察署内に設置されています東部分室の機能を全て移転しまして、御質問いただきました総合教育センターについては、現在の県総合教育センター教育相談部に加えまして新たな相談窓口を増設し、子供の不登校やいじめなどの相談に対応することとしております。

種部委員 ということは、総合教育センターの中から、教育相談部を担っている人員をそこに配置するという考え方でよろしいですか。

松井こども家庭支援監 人員配置については、これから教育委員会とも話し合いをして、こういう相談機関と一緒に検討していくところでございます。

種部委員 ありがとうございます。

今、一部が教育相談窓口からこちらのほうに移転という、一部だけということでありました。そうすると、県民から見ると、あるいは医療機関から学校につないでいただきたいハブが欲しいわけですが、けれども、そういうときに、この窓口が2つできることになります。総合教育センターと、そしてここにも新しい窓口ということですが、これはどのようにすみ分けていくのか、荻布教育長に伺います。

荻布教育長 育成総合支援センター、仮称ですが、こちらは駅前に位置して、子育て関連の機関が集まる環境を生かしまして、より幅広く相談を受けることができるようになるかと考えております。

また、それとともに、警察、福祉機関、また教育機関が、各機関の強みを生かしつつ、日常的に連携することで、初期の段階からワンストップで相談者を支援するということを目指しておりまして、学校や家庭における暴力やいじめの重大事案や、複数の相談機関が関わる案件に対して、より迅速かつ適切な対応が可能になると考えています。

なお、委員御指摘のとおり、発達課題やトラウマを持つ児童生徒への対応については、学校との継続的な連携が必要不可欠であります。そのことから、総合教育センターにおいては、これまで同様、面談による丁寧な相談支援を行うとともに、学校における児童生徒の様子を観察や、支援方針の共有などの連携を図りながら、相談者への支援や学校への助言などに対応していくと考えております。

また、総合教育センター内の教育相談部と教員研修部が連携して、相談事例を踏まえて研修の充実を図るなど、相談業務や生徒指導に係る教員の資質向上にもつなげていくことにしたいと考えています。

種部委員 ということは、一部がそちらに行ってより重層化した、例

えば少年サポートセンターなどを通ってくるというのは、暴力の問題とかいじめの重大事案だと思うんですけど、そのような重層化しているものはこちら、そして、そこまでもないものという置き方でしょうか、やっぱり県民から見ると分からないということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

荻布教育長 窓口が2つできるということではありますが、先ほども申しましたが、育成総合支援センターというのは、多くの方が気軽に相談できるという、そういったメリットはできると思います。

総合教育センターは、これまでと同じような継続的な案件ということですが、そこは両方とも連携をして、どちらに相談が行っても、適切な場所をつないでいけるようにとといったことはしていきたいと思っています。

種部委員 ありがとうございます。

どっちに行ってもちゃんと出口は同じようにということで、安心はいたしました。

このような立場というのは、非常に大事なハブだと思っています。特に学校というのは、小学校から中学校に行く、中学校から高校に行くというふうに学校が変わると、例えばそれぞれの学校の中にカウンセラーがいても、その情報が次に共有されるかどうかというところにやはり温度差があったりするので、同じ人が継続して見ていくということが大切だろうと思っています。

そういうことを考えますと、これだけの重大事案を扱うときには、アウトリーチできる、いろんな関係機関にアウトリーチできて、学校の公私を越えたり、転校したりしてもそちらに行けるという、アウトリーチのある人が必要だと思うのですが、今年度から、教育委

員会にスクールカウンセラーのスーパーバイザーという方が配置されていると伺っています。この方たちは、いじめの重大事案とか、そういう重篤な症例に対して緊急対応したり、いろんなところにアウトリーチに行けるということですが、こういう方をこの新しい拠点の中に配置したらいいのではないかと思いましたが、荻布教育長の御所見を伺います。

荻布教育長 暴力行為やいじめなど、要因が多様化、複雑化しておりまして、様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対して、臨機応変な対応や包括的な支援の充実に努めるために、御紹介のありましたように、今年度から公認心理士の資格を持つスクールカウンセラーのスーパーバイザー3名を配置したところであります。

スーパーバイザーは、緊急的な事案の発生時に対応していただいているということもそうですが、それだけでなく、日頃からいじめなどの未然防止のため、スクールカウンセラーや教員などが多様な児童生徒の状況に応じたカウンセリングやアセスメントを行うに係るコンサルテーション機能を高められるように、支援を行っていただいています。

今年4月に配置して以降、緊急的な事案に対する児童生徒へのアセスメントや通常配置しているスクールカウンセラーへの助言、また心理に係る教職員研修の講師などとしても御活躍いただいています。

育成総合支援センター（仮称）においては、児童相談所や少年サポートセンターなどの関係機関と連携して、重大な事案に迅速に対応する必要があることから、委員から御指摘のありましたように、スーパーバイザーのような公認心理士などの資格者を配置すべきと

いう御意見も参考にして、このセンターの開設に向けて関係部局と協議をしてみたいと思います。

種部委員 ありがとうございます。

非常に重大な事案を扱うという認識がありましたので、そのプロフェッショナルといえますか、経験値もあるような人たちを配置していただけるとより安心かなと思いますので、ぜひまた前向きに御検討をお願いいたします。

次に、児童相談所の職員の負担軽減について伺います。

この5年ほどで、児相の職員数は倍に増えています。虐待対応、非常に深刻な事例が増えていますので、職員の方たちが非常に疲弊しているなどという感じはあります。児相の機能強化の検討委員会のまとめを見ていまして、職員の異動が多いと書かれていました。

今後、児童心理治療施設をつくるとなると、さらに職員の増員が必要になるわけでありまして、そして、職員の専門性も高くする必要がありまして、中長期にわたってちゃんと育成しないといけないし、人員計画、そういうものが必要ではないかと思うのですが、あまりに疲弊し過ぎてモチベーションが維持できなくて、疲労して辞めているのか、あるいは人が足りなくてどんと新しい人を雇っているのかよく分かりませんが、あまり長く続けていくことができないような現状というのを聞いておりました。

現在の職員の勤続年数とその分布——年齢分布含めて——及び育成に関わる人材の確保とか育成の計画について、松井こども家庭支援監にお伺いいたします。

松井こども家庭支援監 今ほど委員から御指摘ありました、職員の異動が頻繁で経験が蓄積されないといった現場の意見ですが、令和3

年度の検討委員会の資料に記載しております。

そうした現場の声も踏まえまして、富山、高岡児童相談所の福祉職員の現所属における勤続年数、その所属で何年在籍しているかという年数につきましては、4年以上在籍している職員は、昨年度では全体の割合として29%、約3割でございました。逆に3年以下の在籍職員は7割でございました。

今年度に至っては、4年以上の在籍職員を40%にしておりまして、3年以上は6割ということになるのですが、昨年度に比べまして現所属での勤続年数は延びております。

それから、このうち、特に児童福祉司として、おおむね5年以上の経験を有し、国が定める研修を受講した福祉職員が、経験の浅い福祉職員の指導教育を行うことができますように、専門的な技術の習得に努めているところでございます。

それから、委員からも御指摘ありましたが、法改正に伴う児童相談所の人員体制の強化を行うため、標準配置基準も上がりまして、最近増員してきているところでございます。そういった結果、勤続年数の短い職員の割合が高くなっている状況でございます。

このため、今後の取組として、人材育成の確保、支援体制を強化するため富山児童相談所に設置しました地域支援・人材育成課が中心となりまして、在籍経験や勤続年数、年齢等を踏まえまして、中長期的な観点から職員の資質向上に向けた研修体系を構築することとしております。

それから、御指摘を受けました児童心理治療施設については、国の措置基準では、心理療法担当職員や児童指導員など、計20人以上が必要になります。そういうことで、さらなる職員の資質向上のた

め、児童心理治療施設の先行している県などでの研修機会の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

種部委員 人員をこれから確保する、ただでさえ人が少ないときに、かなりシビアな仕事に就いていただいているということで、負担はすごく大きいと認識しております。

この勤続年数が短いのは、もう無理ですと言って疲弊している人だけではなくて、多少、場所替えをすることでまたブラッシュアップになっていくということであればいいと思うのですが、そういう声にちょっと耳を傾けていただいて、人材育成はすごく計画的にやらないと、質が下がっては何もならないと思っておりますので、お取組をまたお願いしたいと思えます。

このような負担を軽減する意味では、非常に高葛藤な場合、司法対応を求められる、法的な対応を求められる件数が増えているということも認識しております。児童相談所機能強化検討委員会の議論の中でも、法的対応の案件が増えていると。その負担が大きくなっているという意見が書いてありました。

児童相談所より連れ去り等する方から、私も陳情を受けたことがあります。子供を連れ去られたという方ですね。ですが、お話を聞くと、恐らく一件一件丁寧にアセスメントをきちんとされているはずですし、そういうことはないと思うのですが、このような葛藤の中で、対立もある中で、どうやって関係構築をしていくのかということにすごく尽力されているのがよく分かります。

これは他県でも同様な状況ですけれども、恐らく職員にとって大きな負担となるのは、親権者の同意のない施設入所、里親委託など、そして2か月を超える一時保護の延長には28条などの家裁申立てが

必要なはずです。

この件数、それから親権者からの情報開示請求、このような法的対応を求められている件数というのは現状どんな感じなのか、松井こども支援監にお伺いします。

松井こども家庭支援監 過去10年間における児童福祉施設等への入所措置などに係る家庭裁判所への申立て件数は、合計12件であります。

最近では、令和2年度は3件、令和3年度は1件、令和4年度は1件で推移しております。それから、過去10年間における親権者などからの情報開示請求については、平成30年度の1件のみでありました。

このように、各年度の件数はゼロから3件程度となっておりますが、今委員に御発言していただいたとおり、1つの法的対応の案件が発生した場合には、児童相談所では一時保護に対する児童の意見、意向の聴取に加えまして、裁判官への一時保護上の請求に係る証拠書類等の収集や弁護士との調整などの業務がありまして、業務量が大変増加することになると児童相談所からも聞いているところでございます。

種部委員 ありがとうございます。

10年で12件って簡単に言いますが、よく分かりますが、一件一件、裁判と同じですので、もう物すごい、このぐらいの厚い資料を作って裁判をやっているのと同じです。毎年裁判が1件以上あるなんていうことを考えたら、相当な負担であるということは誰でも想像できることだと思いますし、その書類作成、非常に厳しい作業だと思いますので、通常の保護の作業に加えて、このような司法対応するための作業に、これ、やっていらっしゃる方はプロではない

わけですね。そういうことを考えますと、弁護士さんに相談・助言を求めたり、あるいは委託するということは必要なのではないかと思います。この件数の中で顧問弁護士に相談・助言を求めた件数は何件でしょうか。松井こども家庭支援監にお願いします。

松井こども家庭支援監 過去10年間においてですが、家庭裁判所申立てに対し顧問弁護士に相談・助言を求めた件数は、合計14件であります。最近では、令和2年度に3件、令和3年度に1件、令和4年度に3件と推移しております。

それから、過去10年間において家庭裁判所申立てに係る情報開示請求に対して、顧問弁護士に相談や助言を求めたものはございませんでした。

種部委員 ありがとうございます。

情報開示請求をするケースはちょっと少なかったんですけど、例えば28条についても、膨大な裁判と同じようなエネルギーがかかるので、こういうものは弁護士さんに委託するのがよいのではないかと思います。

これに加えて、令和6年度以降、改正児童福祉法が施行になった後ということになりますが、一時保護の開始時に司法審査が求められるようになるはずですよ。

そうしますと、それも全て毎回フォレンジックなどといいますか、司法対応に対して書類を作らなきゃいけないことになるので、これもまた膨大なエネルギーではないかと思います。

一時保護件数をお伺いしますと、令和3年度120件と聞いておりまして、これに対して、司法審査をするための書類作りだけでも大変なエネルギーだと考えられます。このときは、証拠保全のすごい

高いレベルのスキルが必要になりますので、とても児童福祉司さんたちのレベルで全部担うというのは、考えただけでもすごく大変なことだろうなと思っています。

富山県の方針を見ていまして、家庭裁判所の申立てについては、法律の専門家である弁護士さんに手続の代理などの依頼をする体制を整備するということが、去年、虐待対応に関する方針として示されてきたと思うんですね。

ただ、現在は顧問弁護士さんに、要は、オンデマンドで、必要なときに来ていただいて相談を行う体制ということだと思うんですが、それこそ、先ほどの経験が4年未満という経験値の浅い職員にとっては、こんなこと聞いていいのかなとか、あるいは、私たち、弁護士さんにそんな直接電話するなんて怖くてできないというのが普通の人の感覚だと思うんです。そうすると、若い児童福祉司の人たちが弁護士さんに、すみません、こんなこと聞けますかというのはなかなか言えないのではないかなと思うんですね。

こういう葛藤がすごくある中でちゅうちょしているということで、子供の安全を守るという意味において、一時保護の開始時の審査がありますので、ここでちゅうちょすることがあってはいけないと思うんです。

そういう意味で、この労力を減らすために、専門性の高い弁護士さんを交えて定期的に会議を開いてはどうでしょうか。そうすると、その場にいらっしゃると行間が聞けるので、これはどうだろうという感覚を聞いたり、法律対応プラス、そういう行間の相談ができるのではないかなと思いますので、負担軽減のためにこのような定期的な会議をするというやり方をやってはどうかなと思います。

ちなみに、岐阜県を調べてまいりました。そうすると、弁護団を組んで業務委託する形で、常勤ではないのですが運用しておられまして、家裁申立て件数は、富山県の一時保護件数に比較してもはるかに高いんですね。弁護士配置の強化という意味では、このようなやり方が参考になるのではないかと思います。松井こども家庭支援監のお考えを伺います。

松井こども家庭支援監 各相談所では、現在、法的対応が求められる事案に適切に対応するため、弁護士との法律相談契約書を締結しまして、月1回の定期的な相談を行っており、これは弁護士に児童相談所に来てもらっております。そのほかですが、必要な場合、随時相談ができる体制を確保しております。

一方で、これも委員から御発言がありましたけど、令和6年度から一時保護開始時に司法審査が導入されます。そういったことで、児童相談所の法的対応に係る機能強化を図ることが必要不可欠となります。富山県児童相談所等機能強化基本計画においても、富山、高岡の両児童相談所が随時、弁護士の相談支援を受けられる体制の充実、それから各種法的手続を弁護士に依頼するほか、手続業務の標準化などによる職員の負担の軽減について、具体的な検討を進めることが盛り込まれたところでございます。

こうしたことから、今後ですが、この基本計画に基づく検討事項や、今ほど委員から御発言がありました、岐阜県の対応についての御紹介もいただきましたけど、他県のそういった弁護士の活用状況等も踏まえまして、措置決定やその他の法律関係業務にとどまらず、日常業務においても、事案の情報共有を含めまして、弁護士による指導または助言の下で円滑に業務が遂行できる体制づくりになるよ

う検討してまいります。

種部委員 とにかく、負担の軽減になることは何でも取り入れていかないと、令和6年以降迎えられないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次は、子供の性暴力への初動対応について伺います。

令和5年度から生命の安全教育が開始されておりました、学校及び少年サポートセンター、くもくん教室というんですかね、子供の性暴力防止の教育に行っています。これをやった後に自分が当事者だと気がついて開示するということは当然増える可能性がありますし、最近ジャニーズの問題があったので、男の子からの相談が増えることは想定をされていることでもあります。

このときに、初動対応の質を上げるという取組をしてくださいということを何度も求めてきました。令和2年にも、令和3年にも2回質問しています。これまで3回質問しました。生命の安全教育に取り組むということと、ワンストップ支援センターと連携して取組を進めるという答弁をそのときはいただいています。

しかし、先日、また相談を受けました。学校に、このワンストップセンターが中心になって作ったマニュアルが置かれていると聞いていますけれども、性的いじめに対して、学校で適切な初動対応をしてくださらなかったということで御相談、陳情を受けました。

マニュアルは当然配置されていると思うのですが、やはり初動対応をやるときに、マニュアルを見ただけでは使えないだろうと思います。初動対応を間違えると、性暴力については今回、刑法が改正されましたので、犯罪に当たる部分も出てくるわけです。そうすると、初動のときに、やはり証拠保全だったり、司法面接だったり、

そのようなスキームにつなぐ必要があるのですが、そのためにR I F C R（リフカー）という研修を受けてくださいと前にもこれは質問しましたが、いまだこのような陳情を受けるということは、現状どうなっているのかなということで非常に疑問でありました。荻布教育長に取組の現状をお伺いいたします。

荻布教育長 性暴力の被害を受けた児童生徒への初動対応において、その心理状態を十分理解せずに対応した場合には、周囲の配慮のない対応で深く傷ついたりするなど、二次被害が生じるおそれもございます。

教育委員会ではこれまでも、教職員に対してR I F C R（リフカー）研修を受講できる機会を周知してきました。また、管理職を対象にした研修会において、子供への性暴力被害に対する適切な初動対応や、中長期的な支援の在り方などについて知見を深めるとともに、適切な面接技法などの向上も図ってきたところです。

今年1月には、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまが中心となって作成された教職員向け性暴力被害対応マニュアルを県内全学校に配付しますとともに、校長会においても、センターの所長にも御出席をいただいて、その活用について周知し、被害の早期把握や初動対応、二次被害の防止につながる指導の徹底に努めているところです。

学校では、子供が性暴力被害を受けたことを認知した場合、速やかに教育委員会と情報共有を行って、学校内に相談支援を行う体制を構築するということ、それとともに、児童相談所や警察、ワンストップ支援センターなどの関係機関とも連携を図りながら、児童生徒の心情に十分配慮した支援を行うこととしています。

教育委員会では、今後とも性暴力被害について、子供たちへの指導の充実や、教職員の理解を深める研修を行うなど、生命の安全教育の着実な実施に努めてまいりたいと考えております。

種部委員 マニュアルを使えるようにするためには、恐らく知識があるだけではなくて、初動で何をするかというところへ一歩出る、そこが必要ではないかと思うので、ちゃんとインストールできる研修の形をまた検討していただきたいと思っています。ありがとうございました。

次は、子供の意見表明についてお伺いいたします。

子供たちを取り巻く環境の中には、いじめとか虐待、体罰など、身近な生活圏の中でこのような暴力は起こっています。だからこそ、口止めとか仕返しとか、そういうおそれがあるので相談できません。これは、会社であれば当たり前のことでありまして、パワハラ相談窓口は外部窓口じゃないと仕返しが怖いので相談できない。当然のことではありますが、学校でも同様だと思います。

それを考えますと、子供の安全が守られるように、外部機関で意見を聴取できるという仕組みが必要と考えます。

改正児童福祉法では、子供の意見聴取、意見表明、権利擁護に向けた環境整備を求めています。そして、県の社会的養育推進計画でも、子供の意見を受け付ける体制の在り方や意見の処理をする手続、仕組みを検討するとされています。多分これは、一時保護開始時の子供の意見ということであろうかと思うのですが、同じように、やはりいじめの重大事案とか、あるいは性暴力とか刑法にかかるようなものについても、同様の聴取をする必要があるのではないかと思います。

だとすれば、これもスケールメリットを生かして、1つのセンターをつくったほうが効率がいいのではないかと思います。刑事裁判を見据えて、司法面接も見据えた上でできる、子供の意見の記録の技能を持つチャイルドアドボカシーセンターを見相内につくるべきではないかと思います。松井こども家庭支援監の御意見を伺います。

松井こども家庭支援監 子供の意見聴取、意見表明、権利擁護に向けた環境整備に努めなければならないことが、令和6年度施行の改正児童福祉法で定められたところでございます。

国のほうは、子どもの権利擁護に関するワーキングチームで検討されまして、その取りまとめ結果、それから調査研究報告書などによりますと、子供の意見表明支援員は、アドボケイトとも言われていますが、子供の求めに応じ子供の意見を代弁し、時には子供の代弁者として、児童相談所などの行政機関が行う決定や、子供の支援についての見直しや改善を求める役割を担うものであることから、児童相談所などの行政機関との間に利害関係がないという意味での独立性が必要とされております。

それから、国の子どもの権利擁護に係る実証モデル事業などに参加した自治体ですが、こうした環境整備を図るために、子供の意見表明を支援する機関である子どもアドボカシーセンターへの委託、それから子供の権利に関する活動を行う民間団体への委託、あるいは弁護士会等の専門職団体への委託、あるいは大学への事業委託、それから児童相談所等の行政機関が直接事業の運営を行うなど、様々な体制で事業が実施されております。

それぞれのメリットやデメリットなどの結果も報告されておりますので、今後、こうした国の調査研究報告や実証モデル事業などに

よる結果を精査するとともに、今後、これも国のほうから、夏から秋頃に提示されます運用イメージ、そういったものを踏まえまして、本県における実施、運用体制について検討してまいります。

種部委員 前向きの検討をしていただいただけそうではなかった。一番大事な場所だと思いますが、ただでさえ人が足りないところなので、支援監の健康も含めて大事にしていいただければと思っております。

では、次に行きたいと思っております。

子供の貧困に関する質問についてお伺いいたします。

昨年度、県が実施した子供の生活状況調査というのがございました。貧困に関する項目がございまして、この中で、独り親家庭の2人に1人は生活が苦しい、5人に1人は食べるものに困った経験がある、5人に1人は高等教育への進学を諦めていたというデータが出ております。

貧困やネグレクトなど家庭に困難を抱えている生徒にとっては、4月が恐怖なんですね。提出物とか集金が怖いという話であります。特に高校進学時というのは最も新学期の提出物が多くて、そして学年集金の徴収とか、いろんな集金ものがあつたりする時期でありまして、こういう御家庭には新学期早々に、スクールソーシャルワーカーなどのサポートが必要ではないかと思っておりますが、少なくとも、中学校のときにも要保護児童として指定されていると要対協で把握されているようなケースについては、高校を進学したら、すぐに4月にサポートに入っていいただけないかなと思っておりました。

ところが、この時期が5月から7月ぐらいに要対協から高校に連絡が来たケースがあると、ソーシャルワーカーが出向く前にもう退学してしまっているというケースがあったということをお伺いいた

す。

これがこの貧困だけで起きたことかどうかは分かりません。ほかの要因かもしれませんけれど、そうなりますと、少なくともこのように、中学校のときから分かっているような子については、情報提供はいつ行われていたのか、そして、できればこういう情報提供の時期を早くして、4月に対応できるようにしてあげたらどうかと思います。松井こども支援監の御意見を伺います。

松井こども家庭支援監 スクールソーシャルワーカーについては、県教育委員会において、単独配置している富山市を除く全ての市町村の全中学校区と県立学校の拠点校4校に配置しております。

県教育委員会では、スクールソーシャルワーカーの派遣が必要となる事案が発生した場合は、学校の要請に応じて派遣しております。

それから、各学校には、急に支援が必要になった場合は、時期を問わず速やかに県教育委員会に要請するように周知しております。

それから、要保護児童対策地域協議会の件についてですが、これは市町村において要保護児童の相談や通報を受けた後、事態の危険度や緊急度の判断などを行った上で、支援に関わる関係機関が出席するケース検討会議が適時開催されております。

これは、年度初めだろうが、年度終わりだろうが、適時開催しているところでございます。ケースに応じて学校や市町村教育委員会も参加しまして、援助方針や方法、時期、連携方法などの具体的な内容を検討し、共有しているところでございます。

それから、この協議会ですが、富山、高岡の各児童相談所の職員も参加しております。各機関の役割分担や具体的な支援内容などについて、児童相談所の職員が専門的な助言を行っております。

スクールソーシャルワーカーによる早期の支援、委員からも御指摘を受けましたが、スクールソーシャルワーカーの出向く時期が遅いケースもあったのではないかと御発言も含めまして、個別のケースごとに市町村に適切に助言し、関係機関とも連携して、適時適切に必要な支援を行えるように取り組んでまいります。

種部委員 市町村だったりすると、隙間がやっぱりできると思うんですね。要対協も市町村によって温度が随分違うなと思っていますので、そういうときは、恐らくその中に当然児相が入っているわけですし、4月はやっぱり急いだほうがいいのではないかと、臨機応変に対応いただくとありがたいなと思います。またお取組をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

この項目最後には、虐待とDVが併存するケースのことについてお伺いいたします。

虐待や不適切養育の背景には、DVと一緒にあるということは少なくありません。結愛ちゃんの事件も、心愛ちゃんの事件もそうでした。背景にはDVがあって、もしDVで気がついて相談されたときにお母さんを支援していれば、子供たちは死なずに済んだはずで、ですから、これは必ずセットで見えていく必要があると思っています。まして、児童相談所でもそのように対応していると思います。

児童相談所での相談受理の中で今一番多いのは警察だと思えます。4割ぐらい警察だったと思えますけど、その多くが面前DVだと思えますね。すなわち、お母さんも被害者であるということが分かっているケースであります。

そうなりますと、同時にこれはお母さんへの支援も積極的にやっていかなければ、お母さんも力をつけて出るということとはできない

ということもありますので、このDV対応も専門的な知識を持った支援員と同時に、児相とセットで動いていただくのが非常によいと思っています。

このたび機能強化をするに当たって、C i Cという場所を選んでいただいたわけでありませうけれど、C i Cには富山市男女共同参画推進センターがあります。この中に、DVに対応する婦人相談員の方が1人おられると聞いています。

そうであれば、1人で対応するのはとても大変なことなので、市の婦人相談員と協働で、県の婦人相談員の方が、もう一人ここに行っていていただくとか、1人でも何人でもいいですけど、協働で配偶者暴力相談支援センターを設置してはどうかと思います。

現在、婦中町と、そして高岡のウイング・ウイングに設置されていますけれども、婦中町はちょっと遠いわけですね。

配暴センターというのは、最初の初期の相談だけではなくて、住基ロックの毎年更新のときに、DV証明を取りに行っていらっしゃるのですが、そのためだけに婦中町へ行くのは大変だよなってちょっと思うわけでありませう。そうすると、利便性も高くなりますので、このC i Cの新しくできる児相のところに配暴センターを設置してはどうかと思います。新田知事の御所見を伺います。

新田知事 県では、女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を担っておりまして、警察や県民共生センターをはじめとする関係機関と連携して、DV被害者に対する相談支援を行っています。

このうちで、子供の面前でDVがあり、児童虐待とDVが並存するケースについては、女性相談センターに児童虐待防止対応コーデ

ィネーターを配置し、児童相談所と連携して取り組んでいます。

今年の3月に策定した富山県児童相談所等機能強化基本計画の策定に当たっては、種部委員にもいろいろと御指導いただきましたけれども、富山駅前のC i Cビルに整備する育成総合支援センター、仮称ですけれども、これに県の子供に関する相談機関を集約して配置することとしています。

また、この計画では、C i Cビル内にある県の各相談機関と、子育て支援センターやファミリーサポートセンターなどの富山市さんの子育て関係機関が相互に協力して対応し、より利用者に寄り添える体制としています。

一方で、子供の相談と同時に親へのDVにも対応できるよう、同ビル内でDV相談も行っている富山市男女共同参画推進センターとの連携も重要なことと考えます。

現在、育成総合支援センター（仮称）に集約される各相談機関と課題の共有や対応策について随時協議をしています。今後さらに親へのDVに気づいた場合の対応、またDV証明の発行、おっしゃるように場所は非公表ですが——婦中町にあるということではありますが、確かにあまり便利な場所ではありません。利用者の負担軽減に向けて、富山市男女共同参画推進センターも含めまして、関係機関との具体的な連携方策について検討を進めてまいります。

種部委員 ありがとうございます。前向きにまた御検討をお願いしたいと思います。

富山市との連携になりますと、富山市さんにこうしてくださいと言うのはなかなか難しいんですが、新田知事であればできるかなと。ワンチームでぜひ話を進めていただければと思っております。

それでは次は、医療についての質問をさせていただきたいと思えます。

地域医療構想を実現するというのは、それぞれ対立があったり、なかなか難しいというのは承知しております。

今回の議会でも、高岡市民病院で来年から分娩を取りやめるということについて、瀬川議員と嶋川議員から大変な御批判がありました。

ですが、お二人ともおっしゃっていたことは、医療安全のために集約化は必要という認識はしておられました。それは非常に重要なことでありまして、産婦人科医が増えない理由というのは、労働時間が長い、全員の平均労働時間が過労死ラインを超えている、それからオンコールという無報酬の拘束がある、あるいは訴訟のリスクが高い、こういうことで若い人が選んでくれません。ですから、集約化しなければ、さらに産婦人科医は減るということになります。

周産期については、地域医療構想の実現を待たずに先に集約化ということもあり得る話でありまして、いつそのような状況になっても、市民の方が不安を覚えないようにすることはとても大事だと思います。

例えば集約されると何を皆さん心配されるかといいますと、出産するのに間に合わないんじゃないかということをお心配されます。このアクセスをカバーするやり方として、分娩の1週間前ぐらいから分娩取扱い医療機関またはその近隣の宿泊施設等に産前ケアを行いながら宿泊する、そして分娩を待つていただくというシステムを市町村と協議して早急に整備してはどうかと思います。

これと同じような質問を昨年2月にお聞きしています。そのと

きは先進事例を検討するという答弁をいただいています。例えば、アクセスに難のある北海道では、もう既に取り入れている話だと思えます。

例えば富山県内も、冬、雪が降ったら遠くて心配だよねというお母さんたちとか。あるいはお子さん2人、3人抱えていて、いきなり陣発したらどうやって行こうかと悩まれる方とか、こういう方から、取りかかりやすいところから市町村と協議されて産前ケアを、このアクセス改善のためのカバーとして検討してはどうかと思えます。松井こども家庭支援監にお伺いします。

松井こども家庭支援監 県では、分娩取扱医療機関と妊娠中に健診に対応できる産婦人科医療機関が連携協力し、妊婦の方をサポートする体制を推進するため、妊婦の方向けのリーフレットや医療機関向けの地域連携ネットワークの手引きによりまして、身近な医療機関で健診や相談が受けられ、緊急時には速やかに対応する産前ケアの確保に取り組んでいるところでございます。

今ほど委員からの御提案——以前の議会でもそういった御提案がございましたが、産前ケアシステムの整備については、今回、国の周産期医療の体制構築に係る指針の中でも、集約化、重点化により、分娩医療機関までのアクセスが悪化する地域に居住する妊産婦に対して、アクセスを確保するための対策について検討することとされているところでございます。

県内の市町村の中では、妊婦健診や出産時にかかる交通費を助成しているところもございます。県においては、そうした取組事例について、厚生センターごとに母子保健の実情を踏まえて議論する連携ネットワーク会議や県周産期保健医療協議会などにおいて、市町

村や医療機関と情報を共有しまして、妊婦の方の医療機関等へのアクセス確保についても検討してまいります。

種部委員 ありがとうございます。

前も検討ということでありましたけど、また検討していただければと思いますし、思ったより早く集約化を進めなきゃいけない可能性というのは出てくると私は思っています、総合病院では部長クラスで働いていますのが私の年よりもちょっと上ぐらいですかね。ですから、定年になると皆さん県内に残ってくれるかどうかも分かりませんし、65を過ぎているのに真夜中に起こされてというのは、やっぱりつらいなというところでありまして、そういうところが分娩を取りやめざるを得ないということは当然出てくると思っています。

これに加えて出産、これは保険適用ということが少し国で議論されようとしていますけれど、そうなりますと、診療所を含めて医療体制が大きくがらっと変わる可能性があります。そのときに、産前ケアというやり方で、安心の部分を受け持ってもらうところと安全を受け持つところとを分けていくというようなことも、第7次医療計画も含めて考えていただければと思います。またお取組をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、集約化されるとまた困るなというところで、安心提供のためにもう一つお伺いしたいと思います。

周産期以外の急性期医療も、集約化というのはいずれは避けられないと思いますし、病床削減ということは、これはもう決まっていることでもあります。

この国の社会保障費の持続可能性を考えると、当然病床削減とか、

あるいは在宅移行というのは、目指すことはいいこと、持続可能性のために必要だろうと考えています。

そして、これも先にはしごを外されて、病院がなくなったじゃないかという話にならないように、先に在宅や地域の中でアンカーを置いて、そして、本当に必要なときは急性期医療機関に運ぶということを考えていただくとか、あるいは遠隔医療を推進するなど、そういう受皿をつくってから集約化を進めるべきではないかと思えます。

6月16日でしたか、国の指針の中でも、規制緩和をいろいろやっている中に、D t o P w i t h Nというのですが、遠隔医療についても規制緩和をどんどんしていこうという姿勢が見えていますので、恐らく在宅プラス遠隔医療という形になるのではないかと考えています。

こういうときに、患者さんがそれを選んでくれるかどうかというのが一番重要なポイントだと思います。なかなか在宅に移行することをちゅうちょされている方に伺いますと、いつ、どんなタイミングで在宅医療に切り替えたらいいか分からない。現在診てもらっている病院からどうやって切り替えればいいのか分からない。それから、在宅にすると医療のレベルが下がるという誤解を持っていらっしゃるやいまして、見捨てられ感があるということでありましたが、在宅になっているドクターに言わせると、出産以外は全部できると言っておりました。

ですから、質が下がることは絶対ないと私は思いますが、このように理解が進んでいないことが一因ではないかと思えます。

これを、例えば、在宅での看取りが近くなってから在宅移行とい

うパターンもあると思いますが、そうではなくて、御自身で選んでいただけるということが大事かなと思いますので、例えばですけれど、運転免許の更新における高齢者講習のときとか、そのような場所を使って、在宅医療の移行に関する、具体的にどう進めるのか、タイミングがどうなのかとか、そのような情報の啓発を行ってはどうかと思います。有賀厚生部長に御所見を伺います。

有賀厚生部長 本県では、高齢者の加齢に伴い、医療と介護双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれておりますけれども、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民の思いに応えるためにも、入院医療だけでなく、介護サービスや生活面での支援とともに、提供される在宅医療の推進が重要であるとも考えております。

このため、市町村と連携して、介護予防教室や通いの場等の高齢者が集う機会を捉えて、在宅医療、介護連携を啓発するチラシを配付し、医療や介護が必要となったときに、入院や施設入所のほか、在宅で医療や介護のサービスを受けることも選択肢の一つであるということを認識してもらえるように努めてまいりたいと思っております。

また、当然、在宅医療に関しては、やっていただく医療の方の底上げも十分必要だと思っておりますので、そこは連携して合わせてやっていきたいと思っております。

種部委員 ありがとうございました。

集約化というのは避けられないということ、多分、推進するためのアンカーをつくっていかねばいけないというところだと思いますので、また引き続きお取組をお願いしたいと思っております。

では、最後の質問をさせていただきたいと思っております。

アドバンス・ケア・プランニングについてお伺いしたいと思えます。

人生の最期に何を食べたいですかということを、この前の選挙戦のときに皆さんに聞いて歩きました。そうすると、いろいろ出るんですけど、白い御飯のおにぎりの中に鮭を入れてくれとか様々な要望があって、一番多かったのがお酒です。私も人生の最期は絶対ビールを飲んで死にたいと思っていまして、ビールに焼き鳥というのが私の最期に食べたい食べ物なので、今日皆様お見知りおきいただいたと思うんです。

こういうことを言っておかないと、あの人は最期にそれを食べたいと言っていたから、自宅に置いておかないといけないということが分かってもらえないわけで、こういうことを周りに理解してもらうというのがACPだと私は思っています。

これは、新田知事に御所見を伺いたいのですが、知事も人生の最期に何を食べたいかということをごひここで教えていただければと思っています。

こういう食べ物というのは病院では食べられません。病院で出てこない食べ物ばかりですけど、そうなりますと、多くの県民はやはり家で最期まで暮らしたいと願っているということだと思います。その意思を家族に伝えておかなければ、急変時に救急車を呼ばれてしまうと、運ばれる、呼吸器をつけられる、点滴だらけになるということになってしまいます。

本人が、これを言っておかないといけないということも含めて、これがまたそのぎりぎり間際になってから最終段階で言われたら、悲壮感しか漂ってこないということでありまして、もうちょっと楽

しく考えると。自分の残された人生をどう生きていくのかというのを、ぎりぎりになってからじゃなくて、恐らく親の介護なんかが始まる50代ぐらいからですね、親の老いを我が事に移して、人生後半だったらどう生きるかということを考えるというのは、これはウェルビーイングだと私は思います。

これまでの生き方を変えて、人生後半をどうやって何に投資をしていくのか、今までかぶっていたよろいを全部脱いで、どこに投資するかというのは、まさにウェルビーイングを考えるということだと思っています。

なので、このアドバンス・ケア・プランニングというのをウェルビーイングの向上と捉えて、在宅看取りの理解とか、あるいはその実行を促進するための効果的な手段として、どうしていったらいいのかということ、私はこれはむしろ現役世代に問うべきではないかと思っています。

こういう積極的な県民の啓発を行ってはどうかと思いますが、新田知事のお好きな食べ物とともに御答弁をお願いいたします。

新田知事 アドバンス・ケア・プランニング（ACP）、本人の意思決定を基本として、人生の最終段階においてどのような医療系ケアを望むのか、あらかじめ、家族をはじめ、信頼のおける人を含めた医療・介護従事者と繰り返し話し合うプロセスのこと、自分と向き合うよいきっかけとなるものと理解をしております。より前向き感を出すために、人生会議という言い方もされていると聞いております。

御指摘のとおり、このACPの本人の意思を尊重する考え方は、自分らしく生き生きと生きるという、まさにこれはウェルビーイン

グであります。その向上にも通じることでありまして、生涯を通じて向上に通じることであります。県の目指すところでもあり、県としてもACPの取組を広く県民の皆様に普及していく必要があると考えます。

県民の世論調査では、自身に介護が必要となった場合でも、およそ7割の方が、自宅や住み慣れた地域で生活を続けたいと望んでおられるという結果を踏まえますと、このACPを普及することで、多くの高齢者が在宅における生活や看取りの可能性について具体的に考える機会となり、ひいては在宅医療の推進にもつながることが期待できます。

一部の市町村では、ACP実践の具体的な手段として、独自の終活支援ノートを作成されて、ケーブルテレビで放映したことによって住民からの問合せが増えたという事例も伺っています。こうしたことも参考にしながら、ACPの普及に効果的な啓発の手法を市町村とも協議して進めていきたいと考えております。

私に対する御質問ですけれども、私はあまり食べるものに執着がないものでして、だから最期にどうかなというのは、食べるものがあればいいなと思っております。

ただ、終わり方という意味では、私は生まれてからずっと犬と一緒に育ちまして、赤ん坊の頃から犬になめられながら育てられて、二十歳まで犬をずっと飼っていたのですが、ここのところちょっと忙しくて、犬を飼わない、犬いない歴がもう数十年になってしまいました。何らかの形で時間が取れるようになりまして、犬を再び飼い、犬に見送られたいなと思っております。

種部委員 ありがとうございます。

犬は病院に持込禁止ですので、やっぱり在宅でということだと思います。そういうことを考えていただく機会になるのと、今日皆さん聞いてくださいましたので、そういうことを考えるための取組というのを、あまり暗い言い方ではなくて、知事の得意のウェルビーイングという前向きな、明るい感じの、わくわくする感じのアドバンス・ケア・プランニングで取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

瘡師委員長 種部委員の質疑は以上で終了しました。